

クレハグループ人権方針

クレハグループは、企業理念の一つに「人と自然を大切にします」を掲げ、自らの企業活動や取引関係において人権尊重に取り組んでいます。

人権尊重の取り組みをグループ全体で、より一層推進するために、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下、「指導原則」という）に基づく「クレハグループ人権方針」を株式会社クレハの取締役会の承認を経て制定しました。この方針に基づき、ステークホルダーと連携し、協力しながら、国際的に認められた人権の尊重を推進します。

1. 基本的な考え方

クレハグループは、企業活動が直接または間接的に人権に対して影響を与える可能性があることを理解しています。私たちは国連「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」をはじめ、国際的に認められた人権※を尊重します。

※中核的労働基準の「結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認」、「あらゆる形態の強制労働の禁止」、「児童労働の実効的な廃止」、「雇用及び職業における差別の排除」、「安全で健康的な労働環境」を含みます

2. 適用範囲

本方針は、クレハグループで働くすべての役員および従業員に適用します。

私たちは、バリューチェーン上の取引先を含む全てのビジネスパートナーの皆さまが本方針を理解し、支持し、人権を尊重することを期待します。

3. 人権尊重の責任

クレハグループは、自らの企業活動や取引関係において人権への負の影響に関与することを避け、「指導原則」に沿って、自らが引き起こした、あるいは助長したと認識する人権への負の影響を是正するための適切な措置をとることにより、人権を尊重する責任を果たし、責任あるバリューチェーンを構築していきます。

4. 企業活動を通じた人権尊重

クレハグループは、以下をはじめとする人権課題に取り組めます。

- ・ 結社の自由や団体交渉権など、労働者の基本的権利を尊重します
- ・ 労働安全衛生の改善・向上を進め、安全を確保します
- ・ 事業を行う各国・地域の法令を遵守したうえで、従業員の労働時間を適切に管理し、適正な賃金と手当を提供します
- ・ あらゆる差別・ハラスメントを禁止します
- ・ 児童労働、不当な低賃金労働、および強制労働、人身売買、18 歳未満の労働者（若年労働者）の夜間・時間外労働、健康や安全に危険を及ぼす業務への就労を含む現代奴隷を禁止します
- ・ プライバシーを尊重し、個人情報関係法令を遵守し適切に取り扱います
- ・ 安全や健康を含む地域社会の人権を尊重します

私たちは、人権への負の影響のうち、最も深刻なもの、あるいは対応が遅れると修復不可能になってしまうものについては、優先的に予防と軽減を図ります。

5. 教育

クレハグループは、本方針がすべての企業活動に組み込まれ、効果的に定着するよう、全ての役員および従業員に対して教育を実施します。

6. 人権デュー・ディリジェンス

クレハグループは、「指導原則」に基づき、人権デュー・ディリジェンスの体制を整備し、企業活動や取引関係を通じて与える人権への負の影響を特定し、その予防および軽減の継続的なプロセスを構築していきます。

7. 是正・救済

クレハグループは、自らの企業活動や取引関係において人権への負の影響を引き起こした、または助長したことを確認した場合、正当なプロセスを通じて是正・救済に取り組みます。

バリューチェーンにおいて、取引関係により私たちの事業、製品、サービスに直接関連する人権への負の影響を確認した場合には、ビジネスパートナーの皆さまと協働してその防止または軽減に努めます。

私たちの企業活動や取引関係において人権への負の影響を受ける可能性のある個人とコミュニティのために、実効性のある苦情処理メカニズムを提供します。

8. ステークホルダーとの対話

クレハグループは、本方針を実行するため、お客様や取引先などのビジネスパートナー、株主・投資家、従業員、社内外の専門家、地域社会、私たちの企業活動によって影響を受ける可能性がある権利保有者等のステークホルダーと真摯に対話・協議していきます。

9. 情報開示

クレハグループは、本方針に基づく人権尊重の取り組み状況を、ウェブサイト等を通じて情報開示します。

10. 適用法令

クレハグループは、企業活動を行う国や地域で適用される法令を遵守します。

各国・地域の法令が国際規範と異なる場合は、各国・地域の法令を遵守しながら、国際的な人権基準を尊重する方法を追求します。

制定 2023 年 4 月 1 日

株式会社クレハ